

## インターネットを悪用した 人権侵害に注意！

### インターネットと人権

インターネットには、掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）などコミュニケーションの輪を広げる便利な機能があり、

その利用が進む一方で、その利用に際して、他人の人権を侵害してしまふ事件が発生しています。安易な書き込みでほかの人の人権を傷つけないために、インターネットの特性を踏まえた上で、インターネット上で起こり得る人権侵害について理解を深め、ルールやモラルを守って利用することが大事です。

#### ●どんなことが人権侵害になるの？

インターネットでは、自分の名前や顔を簡単には知られることなく発言することができます。そのため、匿名性を利用した人権侵害が発生しています。最近では、いじめなどの事件をきっかけに、インターネット上に、不確かな情報に基づきその事件の関係者とされる人たちの個人情報や顔を流す書き込みがされたり、誤つ

た情報に基づいて全く関係のない人々を誹謗中傷（根拠のない悪口や嫌がらせ）する書き込みがされたりしています。

インターネットでは、いったん掲示板などに書き込みを行うと、その内容がすぐに広まってしまいます。また、その書き込みをネット上から完全に消すことは容易ではありません。誹謗中傷や他人に知られたくない事実、個人情報などが不特定多数の人々の目にさらされ、そのような情報を書き込まれた人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させてしまうなど、被害の回復が困難な重大な損害を与える危険があります。

#### ●インターネットでの人権侵害を防ぐには？

インターネットを利用するときも、直接人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが大切です。お互いの顔は見えなくても、インターネットでつながった先にいるのは、心をもつ生身の人間であるというこ

とを忘れずにコミュニケーションをとりましょう。

インターネットは発信者が特定できないわけではありません。捜査機関などによる発信者の特定は可能です。匿名の書き込みであっても、責任を持つてする必要があるということをお覚悟しておきましょう。

### インターネット上の

#### 人権侵害を防ぐために

- ・ 他人を誹謗中傷する内容を書き込まない
- ・ 差別的な発言を書き込まない
- ・ 安易にあいまいな情報を書き込まない
- ・ 他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない
- ・ 書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識する

## お知らせ

### 人権特設相談所

8月20日（木）、人権特設相談所を開設します。相談は無料で、秘密は厳守されます。

- 場所／きび保健福祉センター
- 時間／13時から16時まで

### 電話による人権相談窓口

・ みんなの人権110番／さまざま

な人権問題の電話による相談  
☎ 0570・003・110

・ 子どもの人権110番／いじめ、虐待など子どもの人権問題  
☎ 0120・007・110

・ 女性の人権ホットライン／家庭内暴力など女性の人権問題  
☎ 0570・070・810

### 私たちのまちの人権擁護委員

人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受け、住民の人権を守るための相談業務や啓発活動を行っています。お気軽にご相談ください。

- 柏木敦子 (庄)
  - 栗山昌之 (尾中)
  - 新谷信子 (粟生) 新任
  - 高居涼子 (明王寺)
  - 高垣かずみ (吉原)
  - 田中伸幸 (庄)
  - 田又和彦 (吉原)
  - 畑中泰武 (小川)
  - 林ちさと (清水) 新任
  - 山戸敏裕 (板尾) 新任
- 7月1日現在、50音順・敬称略

### ■人権に関する問い合わせ

有田川町教育委員会 社会教育課  
電話 22・4513  
ファクス 32・4827